

債権管理適正化指針

佐世保市

平成 23 年 2 月

1 はじめに

使用料、手数料、貸付金など市が有する債権については、多くの市民が誠実に納付している一方、支払能力があるにも関わらず納付しない滞納者もあり、多額の収入未済が発生している。

こうした滞納については、市民負担の公平性・公正性を確保するという観点から、滞納は許さないという厳正な姿勢で回収を図る必要がある。また、市議会からも、徴収強化を図ることや長期滞納債権の法的処理を含めた債権整理をすすめることなどの指摘を受けている。

このため、全庁的な観点から債権管理の適正化を推進するため、平成20年度から実態調査を実施するとともに、各部局などと調整を行ってきた。

その結果、税や住宅の家賃などについては、強制徴収や明渡し訴訟、回収業務の民間委託化等に取り組んでいるが、回収や整理を行う上でのノウハウの蓄積が不十分などの理由により、債権管理の取組みに一貫性がないことが明らかになった。

そこで、債権の発生から回収まで、それぞれの段階ごとに的確な債権管理を一層推進するための基本的事項を示す「佐世保市債権管理適正化指針」を策定することにした。

本市の財政状況は、社会保障費をはじめとする義務的経費が引き続き増加する一方、地方交付税が抑制される傾向にあるなど、依然として厳しい状況が続いており、収入未済を縮減し、歳入の確保を図ることが重要な課題となっている。

指針に基づき、市民の貴重な財産である債権の管理に万全を期すとともに、公平性確保の考えを基本として、計画的で適正な債権管理の取組みをすすめる。

2 債権管理の適正化の取組みの概要

- ・ 適正な債権管理に向け、以下の取組みを推進する。

(1) 管理の徹底

- ・ 確実に債権の回収を行うため、契約締結など債権の発生時において、貸付審査の強化や債務者や保証人に対する制度周知の徹底など、適切な制度運用を図る。
- ・ 債権の督促時や貸付条件の変更時等には、速やかに債権管理簿等必要書類への記載を行い、その管理を的確に行うとともに、日頃から、債務者の資産状況などに注意を払い、個々の債権の状況を正確に把握し、滞納の防止に努める。
- ・ 債務者の破産など、債権管理上の問題が発生した場合は、速やかに債権の保全、回収のための的確な措置を講じることにより、滞納の未然防止を図る。

(2) 回収の強化

- ・ 法令等に基づく督促を適正に行い、債務者が、督促後もなお債務を履行しない時は、早期交渉に着手し納付を促進するとともに、納付に応じない場合は、訴訟提起や強制執行等を行うなど、債権の確実な回収を図る。また、強制執行などを適切に行うことにより、各債権全体の滞納の抑止を図る。なお、各債権の納付率、滞納件数、滞納金額、訴訟件数、強制執行件数、不納欠損額等については市ホームページで公開する。
- ・ 費用対効果を見極め、民間委託化など効果的な債権管理のあり方について引き続き検討する。

(3) 債権の整理

- ・ 債務者の状況により、履行させることが著しく困難又は不相当であるときは、法令等に基づき、徴収停止、履行延期の特約、債務の免除及び放棄などの手続を行い、債権の整理をすすめる。

(4) 制度の管理

- ・ 担保や保証人の新設など貸付要件の見直しや、口座振替等の滞納未然防止に向けた収納方法の工夫など、制度そのものが持続可能なものとなるよう、適宜、制度の見直しを検討する。
- ・ 徴収強化や滞納の未然防止策など、債権管理の適正化に向けた改革を推進する場合は、予算編成において必要な措置を講じることとする。
- ・ 本指針および各課で作成したマニュアル、滞納整理の事例（個人情報を除く）などについて、FAQデータベースシステムを用いて、庁内のノウハウ共有化をはかることとする。

3 債権管理適正化の取組み方策

(1) 管理の徹底

債権発生時の留意点

- ・ 貸付金等債権については、貸付審査時点において、提出書類の厳格なチェックを行うとともに、債務者や保証人に対し、「債務不履行となった場合には保証人に対しても請求するとともに、財産調査を実施し強制執行等の手続に着手する」ことを書面等において周知徹底すること。

管理・点検

- ・ 以下に示す記録の整備は、債権管理の最も基本的な事項であり、特に訴訟までを

視野に入れた場合は必要不可欠となる。

- ・ 債権管理簿を整備し、債務者の氏名、債権金額の基本事項をはじめ、納付状況など債権管理に必要な事項を記載すること。
- ・ 滞納債権については、督促等の処理内容を記録すること。
- ・ 金銭消費貸借契約書などの債権証書と各種変更届、保証書ならびに保証意思確認書類をいつでも最新の届出内容を確認できるようにまとめておくこと。

地方自治法第240条

保全のための状況捕捉

- ・ 貸付金など、債権の発生から履行までに一定の期間がある債権については、経済情勢の影響などから、債務履行期限までに、債務者が破産等の状態に陥り、債務履行が危ぶまれることもあることから、債務者の状況を把握するよう努めること。
- ・ 特に、高額な債権¹及び長期に渡る未納債権などについては、償還の可能性を見極め、債権の安全性を確保するためにも、年に1回、登記簿謄本、財務諸表だけでなく、税務申告書の写し（付属明細書、勘定科目明細書含む）等の提出を求めるなど、必要な情報収集を行うこと。

契約後の情勢変化への対応

- ・ 債務発生から履行までの情勢変化に対応するため、必要に応じて、担保の増要求や保証人の入替等により、債権の保全に努めること。
- ・ 履行期限が到来するまでは、債務者に「期限の利益」があるため、債務の履行を請求することはできないが、債務者が破産手続開始決定を受けるなど一定の事由が発生した場合は、遅滞なく履行期限の繰上げの手続をとること。
- ・ 債務者が期限の利益を失う場合として、破産手続開始決定などが民法等に規定されているが、破産手続以外の倒産手続（会社更生、民事再生等）には適用がないので、貸付に際して、必要に応じて契約書中に期限の利益を失わせる場合を明記²しておくこと。
- ・ 債務者が第三者による強制執行又は破産手続開始決定を受けたこと等を知った場合において、法令により、市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとり、債権の確保に努めること。
- ・ 会社が解散等の事由によって清算される場合は、官報に一定期間内に債権を申し出るべき旨の公告が掲載されるが、この期間内に申し出なければ清算から除斥され、手続に参加できなくなるので注意すること。

地方自治法施行令第 171 の 3、第 171 の 4 市財務規則第 272 条
会社法第 499 条、503 条、660 条、665 条

(2) 回収の強化

督促

- ・ 履行期限（納期限）までに履行（納付）しない者がいるときは、期日を指定して督促しなければならない。

督促がなされない限り滞納処分の手続に入ることはできない。

- ・ 最初の督促には時効中断の効力があり、その効力は民法第 97 条の規定により、督促状が相手方に到達した時から生じることとなる。このため、債務者が居所不明の場合等には、公示送達の方法により督促すること。

地方自治法第 231 条の 3 同法第 236 条第 4 項 地方自治法施行令第 171 条
佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第 2 条
民法第 97 条 同法第 98 条

催告、交渉

- ・ 督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に履行（納付）を促すため、速やかに文書・電話・訪問等による催告（口頭や請求書による裁判所外の履行の請求）及び、交渉に着手すること。交渉は、文書だけでなく、電話・訪問等を併用し、債務者に対して意思が明確に伝わるよう、効果的な手法を選択して行うこと。
- ・ 債務者との交渉は、今までの経過を十分理解してあたることが必要であり、確認項目をマニュアル等で整理しておくとともに、交渉経過を必ず記録し保存すること。交渉は、債務者の履行意思を確認し、財産調査の結果により、滞納処分や強制執行等にすすむか、猶予や停止、免除するかの見極めをするためにも、極めて重要な手段となる。
- ・ 強制徴収できない債権は、回収の前提となる財産調査について法令上の制約が多いことから、交渉の初期段階において、住所、勤務先、取引金融機関や保有財産等を再確認するとともに、可能な範囲で、債務者から確定申告書の写し等を提出させるなど、情報収集に努めること。
- ・ 連帯保証人を設定している場合は、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行うこと。

【分割納付】

- ・ 一括納付が困難、あるいは貸付金等で月々の返済額の納付が困難であるとの申出がある債務者に対しては、納税証明書や決算書類等を提出させ、債務者の生活状況や納付資力を調査し、回収の実効性を高める観点からやむを得ないと認められる場合には、分割納付の措置をとることができる債権がある。
- ・ 分割納付を認める際には、消滅時効の中断事由である民法第 147 条の「承認」を兼ねた「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させることとし、その文面には、「分割納付が不履行となった場合は、当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を返済しなければならない」旨の期限の利益の喪失についての文言を挿入することにより、滞納額全額を対象に滞納処分等が可能な状態にしておくことなど、確実に債権が回収できるような措置を講じることが望ましい。

民法第 147 条 同法第 153 条

所在調査・財産調査

【所在調査】

- ・ 住所変更届出をしない滞納者もいることから、所在不明となり連絡をとれなくなすることを防ぐため、催告交渉の早い段階で滞納者の住民票を入手するとともに、勤務先などの連絡先を把握しておくこと。
- ・ 債務者が法人の場合は、商業登記簿謄本を取得し、法人の所在地・代表者等の基礎情報を把握するなど、内容の変更や解散の有無等を、適宜、確認すること。

【財産調査】

- ・ 強制執行等の手続に着手するのか徴収停止を行うのか等の判断を行うには、債務者の財産の状況を把握する必要がある。個々の債権の内容や債務者の状況に応じて異なるが、財産調査の時期は、滞納（債務不履行）から 6 ヶ月以内を目安に行うこと。
- ・ 強制徴収できる債権とそれ以外の債権とでは、財産調査のできる範囲・手法等に違いがある。

強制徴収できる債権の場合は、国税徴収法の規定が準用されることから、預貯金・生命保険、保証金等の調査を行うこと。ただし、財産調査は徴税吏員又は徴収職員以外の者は行えないので注意すること。なお、徴収職員の任命拡大については、今後検討を進める。

強制徴収できない債権の場合は、土地建物登記簿謄本や自動車登録事項証明書等の一部を除き、預貯金等金融機関調査や敷金・保証金等その他債権に関する財産調査について、法令上、弁護士（弁護士からの申出を受けた弁護士会）もしくは、法務大臣の許可を受けた債権管理回収業者以外の者は行えないので注意すること。

国税徴収法第141条 市税条例施行規則第3条 弁護士法第23条

強制徴収、強制執行等

- ・ 徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情がある場合を除き、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとき、再三の催告にも応じないとき、分割納付の約束を不履行としたときなどは、強制執行等の手続をとる。
- ・ 特に、分割納付を約した者が分割納付を怠った場合は、滞納処分又は強制執行等の手続を検討すること。

【強制徴収】

- ・ 強制徴収できる債権については、滞納者に財産があるにもかかわらず自主的な納付が望めないときは、法令等に基づく財産の差押え、換価・配当の手続を行うこと。

【強制執行等】

- ・ 強制徴収できない債権については、以下の手続を行うこと。
- ・ 強制執行等の手続を円滑に行うため、対象選定の考え方や弁護士等による支援、執行の手法等について検討をすすめる。

<担保権の実行>

- ・ 担保の付されている債権又は保証人の保証がある債権は、担保の処分、もしくは競売その他の担保権の実行、又は保証人に対して履行を請求すること。

<支払督促・訴訟手続>

- ・ 担保・保証人のない債権及び強制執行に必要な債務名義（裁判所の確定判決等、債権について強制執行できると国が認めたことを証明する文書）のない債権については、裁判所に対し、支払い督促の申立等³により債務者への履行を請求するとともに、納付なき場合は、裁判所の訴訟手続を経て債務名義を取得し、強制執行の手続に着手すること。

支払督促の申立に際しては、債務者の所在を確実に把握するとともに、強制執行に至る場合を想定し、対象財産を把握しておくこと。

- ・ なお、支払督促の申立は議会の議決を要しないが、支払督促の申立に対して、債

務者から督促異議の申立てがあり、民事訴訟法の規定により、訴えの提起があったものとみなされる場合においては、議会の議決が必要となる。

< 強制執行 >

- ・ 上述の訴訟手続等で債務名義を取得した債権や、既に、強制執行認諾約款付公正証書など債務名義のある債権については、民事上の強制執行の手続を行うこと。

地方自治法第 231 条の 3 地方自治法施行令第 171 条の 2

民事訴訟法第 133 条 同法第 368 条 同法第 383 条 同法第 391 条

効果的・効率的な回収に向けた今後の検討

- ・ 本市の場合、財産調査等の滞納処分が可能なのは、税務事務に従事する職員、保育所の負担金徴収に係る職員、下水道受益者負担金徴収に係る職員に限られる。今後、規則等の改正や、債権の管理・回収業務の民間委託化についても検討をすすめる。
- ・ 佐世保市債権管理検討委員会（仮称）を組織し、強制執行や債権放棄に関する要件等の整理、民間委託化など、債権管理の実効性を高めるための方策を検討する。

市税条例施行規則第 3 条 助産施設、母子生活支援施設及び保育所・子育て支援センター入所者負担金徴収規則 12 条 水道局会計規程 3 条の 3

(3) 債権の整理

債務者が財産を有していない場合や、有していても、状況によっては、強制執行等の行使に見合う効果が期待できないものがある。また、所在不明等の理由により、長期間にわたって処理できていないものもある。

誠実に債務を履行している市民との公平性の観点から、強制執行等の手続をすすめるなど、徴収強化の取組みを原則とするが、状況によっては、債務者の資産状況、徴収や訴訟手続にかかるコスト等を慎重に考慮したうえで、債権の整理の手続を検討すること。

徴収停止

- ・ 強制徴収により徴収できない債権で、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されない債権については、地方自治法施行令に規定する事由に該当し、かつ、その債権を履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後当該債権の保全及び取立てをしないことができる。

- ・ 徴収停止は債権の消滅にはならず、債権を消滅させるには、権利の放棄の措置をとるか、時効によらなければならない。また、徴収停止期間中も時効は進行していることから、債務者の所在や財産状況等を捕捉するなどし、一定期間状況を見て、徴収か整理かを見極めを行うこと。
- ・ 強制徴収により徴収できる債権は、滞納処分の執行停止により、一定期間経過後に消滅する。

地方自治法施行令第 171 条の 5 地方税法第 15 条の 7

市財務規則第 92 条

履行期限の延長の特約

- ・ 強制徴収できない債権について、債務者が無資力又はこれに近い状況であるなど、地方自治法施行令に規定する場合に該当するときは、履行期限の延長をすることができる。
- ・ その際、債務者が故意に財産を隠蔽した等、一定の場合には当該債権の期限の利益を失わせしめる条件を附した公正証書（契約の成立や一定の事実を、公証人が実際に体験したり、または当事者から聞いて作成する文書）を作成するなど、直ちに債務名義とすることができるようにしておくこと。
- ・ 強制徴収できる債権については、徴収猶予又は換価の猶予について検討すること。

地方自治法施行令第 171 条の 6 地方税法第 15 条 同法第 15 条の 5

債務の免除

- ・ 履行期限の延長の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力⁴又はこれに近い状態にあり、かつ弁済する見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- ・ 第三者に対する貸付を目的とする貸付金に係る債権で、当該第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて履行延期の特約をしたものについても、同じように、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件にして、当該債権及びこれに係る損害賠償金を免除することができる。
- ・ これらの免除については、議会の議決は要しない。

地方自治法施行令第 171 条の 7

権利の放棄

- ・ 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することについては、議会の議決を要する。
- ・ 地方自治法施行令に基づく「債務の免除」、条例で貸付金につき一定の条件のもとに返還義務を免除している場合、時効により権利が消滅する場合を除き、権利を消滅させるには、権利の放棄の議決が必要である。
- ・ 債権管理については、債権を確実に確保するため、法的処理を含めた回収の取組みを徹底することが基本であるが、著しい生活困窮の状態にあるなど、法令に規定する要件に該当する場合には、債務者の資産状況や債権管理に要する費用等も鑑み、徴収停止等の措置をとる必要がある。
- ・ しかし、そのような措置をとってもなお、債務者が将来においても資力の回復が困難と認められるとき、破産法その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき、所在調査を行っても債務者や保証人が所在不明で時効が経過しているときなどについては、当該債権及び損害賠償金等の放棄について検討すること。破産法その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れた場合であっても、権利を消滅させるには、権利の放棄の議決が必要である。
- ・ なお、権利の放棄のための要件などについては、別途検討をすすめる。

地方自治法第 96 条第 1 項第 10 項 破産法第 253 条第 1 項

時効による消滅

- ・ 地方自治法の規定により、他の法律に定めがあるものを除くほか、債権不行使の状態が 5 年間継続する場合は、時効により消滅する。
- ・ その他一般の債権、商事債権によって、民法や商法等の時効が適用され、その消滅には時効の援用が必要である。
- ・ 時効の援用は、債務者から援用する旨の意思表示があった時に成立するため、裁判所に申し立てる必要はありません。なお、こちらから時効の援用を促すような行為(時効期間を経過した事実を告知する行為を含む)は、不適當です。

地方自治法第 236 条 民法第 167 条～第 174 条の 2 商法第 522 条 等

時効期間の例

	根 拠 法 令	時効期間	対 象 債 権	例 示
時効援用必要	民法第 167 条第 1 項	10 年	一般債権	貸付金
	民法第 168 条第 1 項	20 年(又は 10 年)	定期金債権	—————
	民法第 169 条	5 年	定期給付の債権	賃借料
	民法第 170 条	3 年	短期消滅時効債権	病院診療料
	民法第 173 条	2 年	短期消滅時効債権	水道料
	商法第 522 条	5 年	一般の商事債権	貸付金
時効援用不要	地方税法第 18 条	5 年	地方税の徴収金に係る債権	市税
	地方税法第 18 条の 3 第 1 項	5 年	地方税の還付金	市税還付金
	道路法第 73 条第 5 項	5 年	道路占用料	道路占用料
	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年	時効に関し他の法律に定めのない債権	分担金・負担金、 使用料手数料、 下水道使用料

(注)本表は例示であり、適用にあたっては、個別に検討を要す。

不納欠損処分

- ・ 債務の免除、権利の放棄等による徴収権の消滅、時効による消滅等による場合及び、財務規則第 24 条関係に規定する場合は、不納欠損処分を行うことが必要である。
- ・ 不納欠損処分とは、収納がないにも関わらず徴収事務を終了せしめる決算上の処分であり、債権そのものを消滅させるには、権利の放棄等の手続や時効による債権の消滅が必要である。

市財務規則 24 条 25 条

(4) 制度の管理

所管の貸付金等の制度について、下記の視点に基づき点検を行い、債権の回収強化や滞納防止の観点から、必要に応じて、見直すための検討を進める。

【担保・保証人の設定】

- ・ 債務者が債務を履行しない場合を想定し、要綱や契約書等に担保や保証人の設定を行う。

【審査の強化】

- ・ 税金の滞納がない旨の納税証明書や公共料金の支払い状況、保証人の所得・資産等を確認する書類の提出を求めるなど、審査の強化を図る。

【繰上償還の規定】

- ・ 貸付金について、契約書・借用証等に、返還を怠ったとき、銀行取引停止処分等を受けたときは期限の利益を喪失し、履行期限未到来分について繰上償還させることができる旨を規定する。

【公正証書の作成】

- ・ 金銭消費貸借契約書の締結の際は、強制執行承諾条項を盛り込んだ公正証書の作成を検討する。

【納付方法の工夫】

- ・ 口座振替やコンビニ収納など、納付の利便性の向上による収納率のアップや滞納の未然防止が図れるような納付方法について検討する。

(5) その他 ~間接貸付金について~

- ・ 第三者に対する貸付を目的とする貸付金債権の場合、第三者の債務不履行によって、債務者から市への返済が危ぶまれる場合がある。
- ・ 債務者からの市への確実な返済、債権の保全のためにも、債務者における第三者への徴収強化の取組みを促進すること。
- ・ 貸付要綱や金銭消費貸借契約書において、償還期限に関する定めを明確にすること。
なお、返還の協議を行う規定となっているものについては、速やかに協議を行い、実効性のある償還計画を策定すること。
- ・ 第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて履行延期の特約をしたものについては、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件にして、当該債権及びこれに係る損害賠償金を免除することは可能であるが、市の基準との整合性を図ることが必要である。

4 おわりに

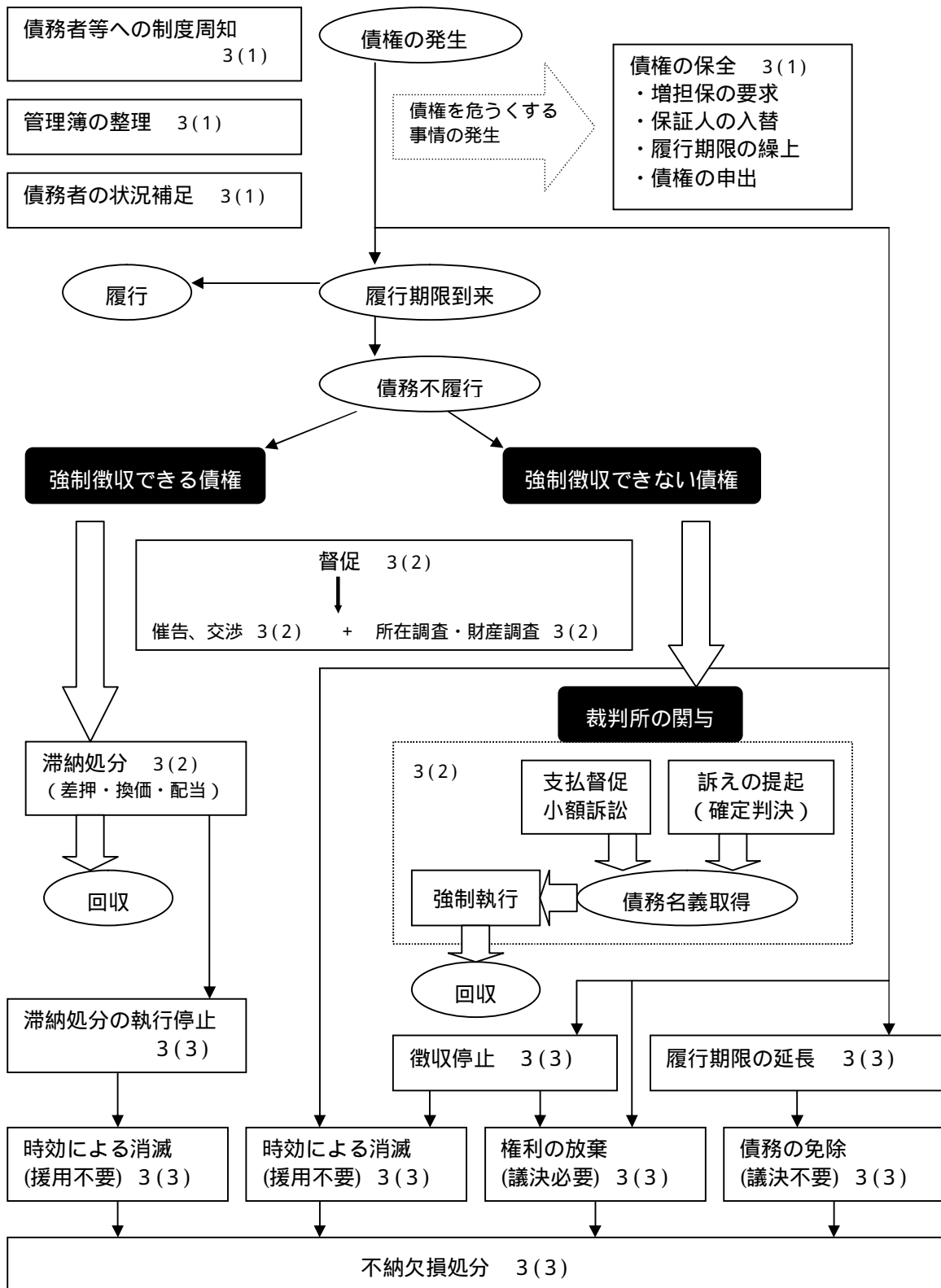
今回の指針は、債権の発生から回収に至る取り扱いを示したが、債権管理の適正化をす

すめるためには、債権発生前において、滞納の未然防止や適正な債権管理を行いうる制度となっているかなど、制度内容のチェックを徹底することが極めて重要である。

また、本指針は、全庁的な観点から基本事項を示すものであるが、本市の有する債権は多岐にわたり、個々の債権の種類によって性質や状況が異なることから、各部局等においては、債権管理の適正化を進める上で、個々の債権の状況に応じ、ノウハウの蓄積を図るための具体的なマニュアル等を作成することとし、本指針を実効性あるものとする。

今後、各部局等の取組み状況や意見を集約し、強制執行や債権放棄に関する要件等の整理や管理・回収業務の民間委託化など、効果的・効率的な管理のあり方について検討していく。また、私債権の管理適正化のため、債権管理条例等の制定を目指すこととする。

債権管理の事務フロー



法令等の位置付けによる債権の区分

市の歳入科目の主なもの

区 分		債 権 名
公債権	強制徴収債権	<p>A 市税</p> <p>B 介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料（延長保育使用料は「C」）、母子生活支援施設入所者負担金、児童福祉施設入所者等負担金、養育医療費負担金、農地災害復旧事業分担金、ため池等整備事業分担金、吉井地区中山間地域総合整備事業分担金、道路占用料、準用河川占用料、路面復旧監督費、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、水域占用料（港湾）、公共空地占用料（港湾）、土砂採取料（港湾）、漁港使用料</p>
	非強制徴収債権	<p>C 霊園使用料、斎場使用料、生活保護費返還金・徴収金・返納金、ふれあいセンター事務所使用料、宇久ターミナルビル使用料、高島老人憩いの家使用料、黒島旅客船待合所使用料、障害者文化体育施設使用料、大宮公設市場使用料、公園使用料、特別障害者手当等過払い金(*)、重度心身障害児扶養手当過払い金、知的障害者福祉費負担金、老人福祉費負担金、児童手当過払い金(*)、児童扶養手当過払い金(*)、市場施設使用料、漁業集落排水施設使用料、法定外公共物占用料、行政財産の目的外使用料、幼稚園保育料、都市下水路占用料、港湾施設管理使用料、公民館使用料、ごみ処理手数料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、介護給付諸費返還金、福祉医療費返納金</p>
私債権		<p>D 社会保険料収入（本人負担分）、第三者行為による損害賠償請求（国保）、母子・寡婦福祉資金貸付金元金、母子・寡婦福祉資金貸付金利子、急病診療所診療料、子ども発達センター診療料、診療収入等、同和対策福祉資金貸付金、災害復興住宅等資金貸付金、土地貸付収入、奨学金貸付金、光熱水費負担金、水道料金、ホームヘルプサービス負担金、訪問入浴サービス負担金、生活援助員派遣事業負担金、高齢者生活福祉センター運営負担金、水洗便所改造等資金貸付金</p>

(*)：不正な手段により支給を受けたものについては「B」。

区分の基準

A：市税

B：分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（地方自治法第231条の3第3項）

・個別法に「地方自治法第231条の3第3項に規定する『法律で定める歳入』である」旨の規定がある債権

・ 地方自治法附則第6条に列挙されている債権

・ 個別法に「税の滞納処分の例により徴収することができる」旨の規定がある債権

C：行政財産（公の施設を含む）の使用料、行政サービスの提供に係る手数料及び自己負担金のように、行政機関と個人との関係において発生する債権

（市と市民とが対等の立場でなく、市に法令等による権限の付与がある、行政処分にあたるなど、市が優越的な地位にあるもの。）

D：貸付金の償還、不当利得の返還、損害賠償金、土地等の貸付、立替金の回収等、一般的に当該債権に関する市と相手方との関係が、民対民と変わらないと考えられるもの

判例等により、私債権である旨の判断がなされたもの

C債権とD債権の区分について

近年、それまで公債権（C）と認識されていたものが、判例により私債権（D）の取扱いに変更される傾向がある。水道料金、公立診療施設の診療収入などがその例である。

これらの判断の主たる根拠としては、「私人間（或いは私立病院）における法律関係と何ら変わるところがない」ことが挙げられている。

これを緩やかに考えれば、多くの行政サービス又は行政財産も民間に同種のサービス等があることから、現在C債権として管理している債権の多くがD債権に取扱いを変更することとなる。

しかし、同種という括りの中でも、サービスごとに官民の違いはさまざまであり、明確な基準によりCとDを区分するのは困難である。

そこで本市においては、従来から私債権として扱われていた貸付金の償還金等のほか、判例等により公式に判断されたもの（又は、明らかにこれと同一とみなされるもの）のみを私債権として扱うこととする。

強制徴収債権（Ｂ）の根拠法令

債権名	滞納処分の根拠法令
介護保険料	介護保険法第 1 4 4 条
後期高齢者医療保険料	高齢者の医療の確保に関する法律第 1 1 3 条
保育所保育料	児童福祉法第 5 6 条第 1 0 項
母子生活支援施設入所者負担金	児童福祉法第 5 6 条第 1 0 項
児童福祉施設入所者等負担金	児童福祉法第 5 6 条第 1 0 項
養育医療費負担金	母子保健法第 2 1 条の 4
農地災害復旧事業分担金	地方自治法 2 3 1 条の 3
ため池等整備事業分担金	地方自治法 2 3 1 条の 3
吉井地区中山間地域総合整備事業分担金	地方自治法 2 3 1 条の 3
道路占用料	道路法第 7 3 条の 3
路面復旧監督費	道路法第 7 3 条の 3
準用河川占用料	河川法第 7 4 条の 3
下水道使用料	地方自治法附則第 6 条
下水道事業受益者負担金	都市計画法第 7 5 条第 5 項
水域占用料	地方自治法附則第 6 条
公共空地占用料	地方自治法附則第 6 条
土砂採取料	地方自治法附則第 6 条
漁港使用料	地方自治法附則第 6 条

1：特に高額な債権の基準は、債権毎に考え方を設定するのが基本だが、概ね50万円以上のものとする。

2：契約書への記載例

乙が次の各号の一に該当した場合、乙は何らの催告を要することなく本契約に基づく一切の甲に対する債務につき期限の利益を失い、直ちに元本及び支払済みにいたるまでの利息・損害金その他一切の債務全額を甲に対して支払うものとします。

返済期限までに債務の返済を行わない場合

支払停止、支払不能に陥った場合

差押、仮差押、仮処分、競売その他の強制執行の申立があった場合、または公租公課の滞納処分が発せられた場合

破産、民事再生、特定調停の申立があった場合

雇用契約が解除された場合

その他前各号に準じる事由が生じた場合

(2) 前項の場合、乙はその翌日から支払済みに至るまで年14%の遅延損害金(年365日の日割計算)を支払うものとします。

3：「市議会の権限に属するものを市長の専決処分とする事項指定の件」において、本市では「訴訟物の価格が50万円以下の訴えの提起に関すること。」としている。よって支払い督促は、50万円以下の債権でなければならないと考えられる。

4：無資力要件は法規に特に定めがないため、次の内容を記載した書類を債務者から提出させ、無資力かどうかを判断すること。

貯金の額(通帳の写しを提出)、最近2カ月分の給与明細、過去2年分の源泉徴収票又は確定申告書の写し、もしくは非課税証明書、貸付金、売掛金がある場合その額、積立金等(社内積立、財形貯蓄、事業保障金)がある場合はその額、保険がある場合解約返礼金の額、有価証券がある場合その評価額、自動車、バイクがある場合その評価額、不動産がある場合は、その所在地、種類など、相続財産がある場合はその内容、事業設備、在庫品、什器備品等がある場合はその評価額、その他の財産がある場合はその内容。

参考資料 関係法令等

地方自治法（抜粋）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項 に規定する処分又は同条第三項 に規定する裁決をいう。以下この号、第二百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項 において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項 において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第二百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項 本文又は第四十五条 の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

10 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる

(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第一百五十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（債権）

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権

二 過料に係る債権
三 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）又は国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）

四 預金に係る債権

五 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

六 寄附金に係る債権

七 基金に属する債権

地方自治法施行令 < 抜粋 >

（督促）

第七十一条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（強制執行等）

第一百七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項 又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第一百七十一条の五の措置をとる場合又は第一百七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第一百七十一条の三 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第一百七十一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第一百七十一条の四 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第一百七十一条の五 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、か

- つ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第一百七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第一百七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該

履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

民法 < 抜粋 >

(隔地者に対する意思表示)

第九十七条 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を發した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

(公示による意思表示)

第九十八条 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。

2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。

3 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。

4 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。

5 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならない。

(期限の利益及びその放棄)

第三十六条 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。

(期限の利益の喪失)

第三十七条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。

三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

(時効の中断事由)

第一百四十七条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

(催告)

第一百五十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法 若しくは家事審判法 による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

(債権等の消滅時効)

第一百六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

(定期金債権の消滅時効)

第一百六十八条 定期金の債権は、第一回の弁済期から二十年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から十年間行使しないときも、同様とする。

2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

(定期給付債権の短期消滅時効)

第一百六十九条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。

(三年の短期消滅時効)

第一百七十条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

- 一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
- 二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第一百七十一条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

(二年の短期消滅時効)

第七十二条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第七十三条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

(一年の短期消滅時効)

第七十四条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

- 一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

(判決で確定した権利の消滅時効)

第七十四条の二 確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

商法 <抜粋>

(商事消滅時効)

第五百二十二条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に五年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

会社法 <抜粋>

(債権者に対する公告等)

第四百九十九条 清算株式会社は、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった後、遅滞なく、当該清算株式会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出る

べき旨を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。

(清算からの除斥)

第五百三条 清算株式会社の債権者(知っている債権者を除く。)であって第四百九十九条第一項の期間内にその債権の申出をしなかったものは、清算から除斥される。

2 前項の規定により清算から除斥された債権者は、分配がされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

3 清算株式会社の残余財産を株主の一部に分配した場合には、当該株主の受けた分配と同一の割合の分配を当該株主以外の株主に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

(債権者に対する公告等)

第六百六十条 清算持分会社(合同会社に限る。以下この項及び次条において同じ。)は、第六百四十四条各号に掲げる場合に該当することとなった後、遅滞なく、当該清算持分会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。

(清算からの除斥)

第六百六十五条 清算持分会社(合同会社に限る。以下この条において同じ。)の債権者(知っている債権者を除く。)であって第六百六十条第一項の期間内にその債権の申出をしなかったものは、清算から除斥される。

2 前項の規定により清算から除斥された債権者は、分配がされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

3 清算持分会社の残余財産を社員の一部に分配した場合には、当該社員の受けた分配と同一の割合の分配を当該社員以外の社員に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

民事訴訟法 < 抜粋 >

(訴え提起の方式)

第三百三十三条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及び法定代理人
- 二 請求の趣旨及び原因

(訴え提起前の和解)

第二百七十五条 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

2 前項の和解が調わない場合において、和解の期日に出頭した当事者双方の申立てがあるときは、裁判所は、直ちに訴訟の弁論を命ずる。この場合においては、和解の申立てをした者は、その申立てをした時に、訴えを提起したものとみなし、和解の費用は、訴訟費用の一部とする。

3 申立人又は相手方が第一項の和解の期日に出頭しないときは、裁判所は、和解が調わないものとみなすことができる。

4 第一項の和解については、第二百六十四条及び第二百六十五条の規定は、適用しない。

(少額訴訟の要件等)

第三百六十八条 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が六十万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を届け出なければならない。

(支払督促の申立て)

第三百八十三条 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

2 次の各号に掲げる請求についての支払督促の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してもすることができる。

一 事務所又は営業所を有する者に対する請求でその事務所又は営業所における業務に関するもの当該事務所又は営業所の所在地

二 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する請求手形又は小切手の支払地

(仮執行の宣言)

第三百九十一条 債務者が支払督促の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないときは、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促に手続の費用額を付記して仮執行の宣言をしなければならない。ただし、その宣言前に督促異議の申立てがあったときは、この限りでない。

2 仮執行の宣言は、支払督促に記載し、これを当事者に送達しなければならない。ただし、債権者の同意があるときは、当該債権者に対しては、当該記載をした支払督促を送付することをもって、送達に代えることができる。

3 第三百八十五条第二項及び第三項の規定は、第一項の申立てを却下する処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

4 前項の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 第二百六十条及び第三百八十八条第二項の規定は、第一項の仮執行の宣言について準用する。

国税徴収法 < 抜粋 >

(質問及び検査)

第四百十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四百十六条の二及び第八十八号において同じ。)を検査することができる。

一 滞納者

二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四 滞納者が株主又は出資者である法人

地方税法 < 抜粋 >

(徴収猶予の要件等)

第十五条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基き、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基き、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予すること

ができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

- 一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- 二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- 四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- 五 前各号の一に該当する事実に類する事実があつたとき。

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、地方団体の徴収金の法定納期限(随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日)から一年を経過した後、その納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基き、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 地方団体の長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、すでにその者につき前二項の規定により徴収を猶予した期間とあわせて二年をこえることができない。

4 地方団体の長は、第一項若しくは第二項の規定により徴収を猶予したとき、又は前項の規定によりその期間を延長したときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。前三項の申請につき徴収の猶予又は期間の延長を認めないときも、また同様とする。

(換価の猶予の要件等)

第十五条の五 地方団体の長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合(第十五条第一項の規定に該当する場合を除く。)において、その者が地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

- 一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。
- 二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地

方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2 地方団体の長は、前項の換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

3 第十五条第一項後段、第三項及び第四項前段並びに第十五条の二第三項及び第四項の規定は、第一項の換価の猶予について準用する。この場合において、第十五条第三項本文中「納税者又は特別徴収義務者の申請により、その期間」とあるのは、「その期間」と読み替えるものとする。

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

一 滞納処分をすることができる財産がないとき。

二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

破産法 < 抜粋 >

(免責許可の決定の効力等)

第二百五十三条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

一 租税等の請求権

二 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権

三 破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づ

く損害賠償請求権（前号に掲げる請求権を除く。）

四 次に掲げる義務に係る請求権

イ 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

ロ 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

ハ 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

ニ 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

ホ イからニまでに掲げる義務に類する義務であって、契約に基づくもの

五 雇用関係に基づいて生じた使用人の請求権及び使用人の預り金の返還請求権

六 破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権（当該破産者について破産手続開始の決定があったことを知っていた者の有する請求権を除く。）

七 罰金等の請求権

2 免責許可の決定は、破産債権者が破産者の保証人その他破産者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び破産者以外の者が破産債権者のために供した担保に影響を及ぼさない。

3 免責許可の決定が確定した場合において、破産債権者表があるときは、裁判所書記官は、これに免責許可の決定が確定した旨を記載しなければならない。